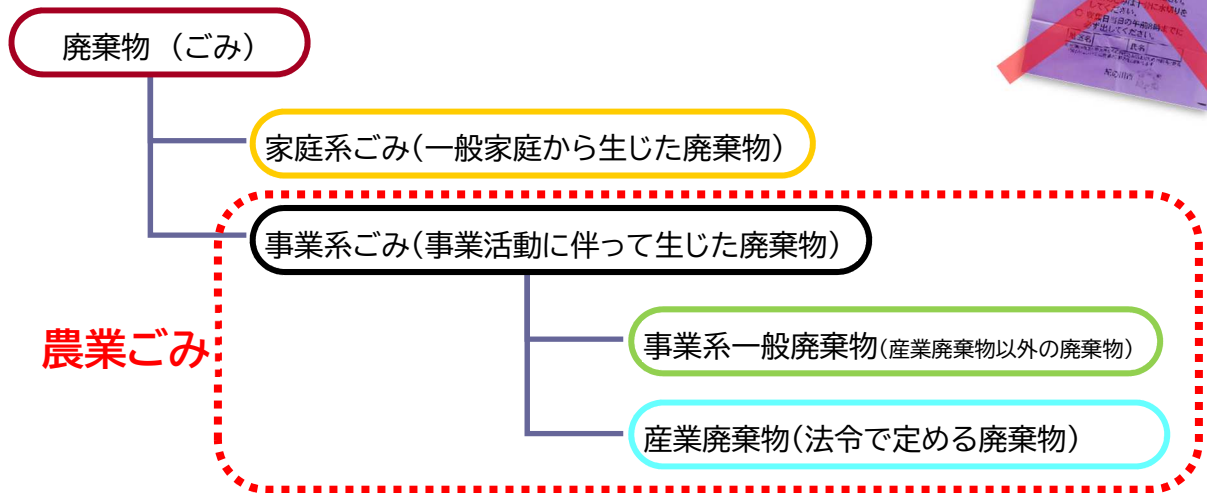


農業ごみの適正な処理について

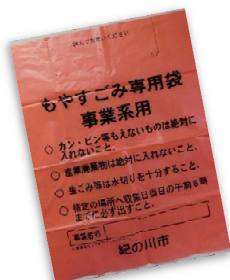
○農業ごみは、たとえ個人農家が排出したものであっても、家庭ごみではなく「事業系ごみ」として扱われるため、家庭用ごみ袋を使用して、地域の集積所には出せません！！

○廃棄物(ごみ)の区分について



○農業ごみの種別

種別	事業系一般廃棄物	産業廃棄物
ごみの例	<ul style="list-style-type: none"> 紙類(段ボール、農作物の包み紙 等)、木材 作物残渣(摘葉、摘果、剪定枝、刈草等)など 	<ul style="list-style-type: none"> 農業用プラスチック類(ビニールハウス、マルチ、ポリ容器、波板、育苗箱、肥料や農薬の容器等) 農業用機械(草刈り機、噴霧器、トラクター等) 金属類(鎌、鍬、ハウスの骨組み等) など
処分方法	紀の海クリーンセンターに自己搬入する (100 円/10 kg) 又は ごみ集積所の管理者の承認を得て、事業系用のごみ袋*(500 円/10 枚)を購入し、市に収集を依頼する →少量排出事業者*の届け出が必要です。	紀の海クリーンセンターでは産業廃棄物は処理できません。産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託するなど適正に処理してください。 詳しくは、和歌山県産業廃棄物担当課(073-432-4111 代表)へお問い合わせください。



※事業系用ごみ袋は、紀の川市役所 本庁・各支所・出張所で販売しています。
 ※少量排出事業者とは、1 回に出るごみの量が 3 袋までの事業者です。